（同法第二条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）又は保険窓口業務（同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法

二　第十一条の二第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニに掲げる費用並びに同条第二号に定める費用　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分する方法

三　郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用　前二号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じて按分する方法

（拠出金の額等の認可の申請）

第十一条の五　機構は、法第十八条の三第三項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。）からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。　［新設］

一　法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額並びに前条第一号及び第二号に掲げる費用の額の内訳

二　郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳

三　前条各号に掲げる按分する方法に関する説明

四　前三号に掲げる事項のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明

（端数計算）

第十一条の六　交付金又は拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。　［新設］

（滞納処分の証明書）

第十一条の七　法第十八条の五第三項の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者であることを示す別紙様式第一による証明書を提示しなければならない。　［新設］

（延滞金の免除）

第十一条の八　法第十八条の五第五項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。

二　災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。　［新設］

（提出及び公表）

第十一条の九　法第十八条の六の規定により日本郵便株式会社が提出する書類には、次に掲げる事項を記載するものとし、当該書類は、各年度の七月末日までに機構に提出しなければならない。

一　日本郵便株式会社法第十四条第一号から第三号までに掲げる業務の区分ごとの費用（同条第一号に掲げる業務にあっては、郵便局又は簡易郵便局で行う業務（同法第四条第一項第一号に掲げる業務にあっては、郵便窓口業務に限る。）に係る費用に限る。）の額及びそれらの合計額

二　法第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額

三　法第十八条の二第一項の規定により交付された交付金の額　［新設］